

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2021年4月

JBS Newsletter
2021年5月28日

Contents

税務法規

- ▶「一部の租税優遇政策の実施期間の延長に関する公告」(财政部、国家税务总局公告[2021]6号) (“6号公告”)
- ▶「感染症流行への対応に係る一部の税金費用優遇政策の実施延長に関する公告」(财政部、国家税务总局公告[2021]7号) (“7号公告”)
- ▶「IC産業及びソフトウェア産業の発展を支援するための輸入租税政策に関する通知」(財関税[2021]4号) (“4号通達”)
- ▶「IC産業及びソフトウェア産業の発展を支援するための輸入租税政策の管理弁法に関する通知」(財関税[2021]5号) (“5号通達”) ほか

商務法規

- ▶「『政府活動報告』における重要業務の分担の実行に関する意見」(国發[2021]6号) (“6号通達”)
- ▶全国人民代表大会常務委員会2021年度立法作業計画ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2021年4月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2021年 04月01日 第2021012号
- ▶ 2021年 04月09日 第2021013号
- ▶ 2021年 04月16日 第2021014号
- ▶ 2021年 04月23日 第2021015号
- ▶ 2021年 04月30日 第2021016号

Japan Business Servicesグループで、2021年4月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「一部の租税優遇政策の実施期間の延長に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]6号) (“6号公告”)

概要

財政部及び国家税務総局は2021年3月15日付で、企業所得税、增值税、個人所得税、土地增值税、城鎮土地使用税、不動産税及び印紙税に係る25項目の租税優遇政策の実施期間の延長に関する6号公告を公布した。

これらの政策の実施期間の延長は、小型企業及び科学技術イノベーションのさらなる支援を目的としている。

例えば、実施期間が2023年12月31日まで延長された政策には以下が含まれる。

通達No.	租税優遇政策の主な内容
財税[2018]54号	新たに購入した単価が500万元以下の設備、器具(家屋、建築物を除く)の一括損金算入
財税[2018]99号	研究開発費用の75%の割増損金算入(無形資産を形成する場合は、原価の175%を償却費として損金算入できる)
財税[2018]91号	金融機関の小型企業に対する融資に係る利子収入は增值税を免除する
財政部、商務部、国家税務総局公告[2019]91号	適格の内資研究開発機構及び外資研究開発センターが国産設備を購入した場合、增值税を全額還付する

上記の優遇政策のうち、研究開発費用の割増損金算入政策については、企業のイノベーションを一層奨励するために、製造業企業の割増損金算入割合が75%から100%に引き上げられる(後述する「研究開発費用の割増損金算入政策の一層の整備に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]13号)を参照)。

6号公告の公布前にすでに納付した税金は、納税者が以後の月に納付すべき税額と相殺するか、または還付を受けることができる。

6号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210322_3674181.htm

- ▶ 「感染症流行への対応に係る一部の税金費用優遇政策の実施延長に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]7号) (“7号公告”)

概要

企業の救済、発展支援のために、財政部、国家税務総局は2021年3月17日付で、感染症流行への対応に係る一部の税金費用優遇政策の実施期間の延長に関する7号公告を公布した。

例えば、実施期間が2023年12月31日まで延長された政策には以下が含まれる。

通達No.	税金費用優遇政策の主な内容
財政部、国家税務総局公告[2020]13号	▶ 全国の增值税小規模納税者について、3%の徴収率が適用される課税売上高に1%の軽減徴収率を適用する。3%の予定徴収率が適用される、增值税の予定納税を行う項目には1%の予定徴収率を適用する
財政部、国家税務総局公告[2020]10号	▶ 防疫活動に参加する医療人員及び防疫従事者が取得する臨時勤務手当及び賞与は、個人所得税を免除する ▶ 企業が個人に支給した新型コロナウイルス感染による肺炎を予防するための薬品、医療用品及び防護用品等の実物(現金を除く)は、個人所得税を免除する

6号公告と同じように、7号公告の公布前にすでに納付した税金は、納税者が以後の月に納付すべき税金と相殺するか、または還付を受けることができる。

7号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210323_3674436.htm

- ▶ 「IC産業及びソフトウェア産業の発展を支援するための輸入租税政策に関する通知」(財関税[2021]4号) (“4号通達”)
- ▶ 「IC産業及びソフトウェア産業の発展を支援するための輸入租税政策の管理弁法に関する通知」(財関税[2021]5号) (“5号通達”)

- ▶ 「租税優遇政策を享受するIC企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業リストの制定作業に関する要求についての通知」(発改高技[2021]413号) (“413号通達”)

概要

「新時代におけるIC産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための若干の政策に関する通知」(国發[2020]8号) (“8号通達”)にある輸入段階の租税優遇政策を実施するために、関連部門は共同で一連の通達を公布した。

そのうち、財政部、国家税務総局及び税関総署が2021年3月16日付で公布した4号通達では、IC企業及びソフトウェア企業の輸入租税政策について、次のように明確にしている。

8号通達の規定	4号通達における説明
<ul style="list-style-type: none">▶ ICの線幅が65ナノメートル以下のロジックサーキット、ストレージの生産企業及び線幅が0.25ミクロン以下の特殊製造IC生産企業(マスク版を含む、8インチ以上のシリコンシートを生産する企業)が輸入する自社用の原材料、消耗品、クリーンルーム専用建築材料、関連システム及びIC生産設備の部品(“輸入材料”)は、輸入関税を免除する▶ ICの線幅が0.5ミクロン以下の化合物IC生産企業及び先進的なパッケージ、テストに従事する企業が輸入する自社用の材料は、輸入関税を免除する	<ul style="list-style-type: none">▶ 線幅が0.25ミクロン以下の特殊製造IC生産企業とは、アナログ、高圧、無線周波等の特殊製造IC生産企業を指す▶ IC産業の重要な原材料、部品(例えば、フォトレジスト等)の生産企業にも輸入材料の関税免除政策が適用される▶ 輸入関税免除政策が適用される輸入材料は、国内で生産できないか、または性能が需要を満たせない自社用の輸入材料でなければならない
<ul style="list-style-type: none">▶ 国家が奨励する重点IC設計企業、ソフトウェア企業及び上記のIC生産企業と先進的なパッケージ、テストに従事する企業が輸入する自社用設備及び契約に基づき設備とともに輸入する技術(ソフトウェアを含む)及び付属品、部品は、免税不可の輸入商品リストに列挙される商品を除き、輸入関税を免除する	<ul style="list-style-type: none">▶ “免税不可の輸入商品リスト”とは、「国内投資プロジェクトの免税不可の輸入商品リスト」、「外商投資プロジェクトの免税不可の輸入商品リスト」及び「輸入免税不可の重大な技術装備及び製品リスト」である▶ 国家が奨励する重点IC設計企業、ソフトウェア企業及び上述したIC生産企業と先進的なパッケージ、テストに従事する企業が輸入する自社用設備、技術等の商品は、投資総額を用いることにならない
IC重大プロジェクトにおいて新設備を輸入する場合、輸入增值税を分割納付することができる。具体的な期間はまだ公布されていない	重大なICプロジェクトを行う企業が2020年7月27日から2030年12月31日までの期間に輸入する新設備は、免税不可の輸入商品リストに列挙された商品を除き、最初の設備の輸入後6年間に輸入增值税を分割納付することができる(1年目の輸入增值税の納付額はゼロで、それ以降は毎年20%を納付する)

5号通達では、4号通達における、輸入関税免除の適用を受けるIC、ソフトウェア産業の関連企業、商品のリスト及び輸入增值税の分割納付に関する取決めの制定と公布について規定している。これらの通達はいずれも2020年7月27日から2030年12月31日まで有効である。

さらに関連部門は2021年3月29日付で、租税優遇政策の適用を受けるIC企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業リストの作成作業の手続き、条件及び基準について規定した413号通達を公布した。当該通達によれば、条件を満たす企業は毎年3月25日から4月16日までの期間に情報報告システムで申請を提出し、かつ必要な裏付け書類を提出しなければならない。

4号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。
http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhangcefabu/202103/t20210329_3677452.htm

5号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。
http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhangcefabu/202103/t20210329_3677454.htm

413号通達の全文は次のサイト先でご覧いただけます。
http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2021-03/30/content_5596739.htm

▶ 「研究開発費用の割増損金算入政策の一層の整備に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]13号) (“13号公告”)

概要

2021年3月24日に開催された国務院常務会議での決定を受け、財政部及び国家税務総局は2021年3月31付で、企業の科学技術イノベーションの支援を目的とした製造業企業の研究開発費用の割増損金算入割合の引き上げに関する13号公告を公布した。当該公告に基づき、製造業企業の割増損金算入割合は75%から100%に引き上げられる。

100%の割増損金算入

▶ 2021年1月1日以降、製造業企業が研究開発活動を行う中で実際に発生した研究開発費用は、規定に基づき実際発生額を控除した上で、さらに実際発生額の100%を追加で損金算入することができる。無形資産を形成する場合は、原価の200%を償却することができる。

▶ 13号公告によれば、ここでいう製造業企業とは、製造業の業務を主要業務とし、優遇政策の適用を受ける当年度において、主要業務収入が収入総額の50%以上を占める企業を指す。製造業の範囲は現行の「国民経済業種分類」(GB/T 4574-2015)により決定される。

割増損金算入の申告

▶ 企業は、当年度の第3四半期または9月度の企業所得税の予定納税申告時(即ち10月の申告時)に、当年度の上半期の研究開発費用について、“自己判断、申告による適用、調査に備えた関連資料の保管”という方式で、割増損金算入政策の適用を受けることができる。

▶ 適格の企業は割増損金算入金額を自ら計算し、「中華人民共和国企業所得税の月度(四半期)予定納税申告表(A類)」に記入することにより、租税優遇の適用を受けることができる。また、「研究開発費用の割増損金算入優遇明細表」(A 17012)に記入する。当該明細表は、関連政策の規定にあるその他の資料とともに調査に備えて保管する。

企業は年度確定申告(翌年5月末まで)を行う際に、年間の割増金額を一括で損金算入することを選択することもできる。

13号公告は2021年1月1日から施行される。13号公告に規定される内容を除き、企業が研究開発費用の割増損金算入の適用を受ける際のその他の基準及び管理上の要求については、「研究開発費用の割増損金算入政策の整備に関する公告」(財税[2015]119号) (“119号通達”)及び「企業が国外に委託する研究開発費用の割増損金算入に係る政策の問題についての通知」(財税[2018]64号) (“64号通達”)等の通達の規定に従うものとする。

13号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5163160/content.html>

国務院常務会議に関する公式ニュースの全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/premier/2021-03/24/content_5595379.htm

現行の「国民経済業界分類」(GB/T 4574-2017)の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjbz/hyflbz/201710/P020180402592800336381.docx>

119号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c187881/content.html>

64号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3544428/content.html>

- ▶ 「海南自由貿易港における観光業、現代サービス業、ハイテク産業に係る企業所得税優遇目録」(財税[2021]14号) (“14号通達”)

概要

財政部及び国家税务总局が2020年6月23日付で公布した「海南自由貿易港における企業所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2020]31号) (“31号通達”)に基づき、海南自由貿易港に設立された観光業、現代サービス業、ハイテク産業の企業は、次の条件を同時に満たす場合、新たに行われる国外直接投資による所得について企業所得税が免除される。

- ▶ 国外に新設された支社機構から取得した営業利益であること、或いは持分比率が20%以上の国外子会社から得る、新たに行われた国外直接投資に対応する配当所得であること
- ▶ 投資先国(地域)の企業所得税の法定税率が5%を下回らないこと

これを受け、財政部及び国家税务总局は2021年3月18日付の14号通達により、「海南自由貿易港における観光業、現代サービス業、ハイテク産業に係る企業所得税優遇目録」(“目録”)を公布し、上述の優遇政策が適用される観光業、現代サービス業及びハイテク産業の具体的な範囲を明らかにした。

31号通達及び「目録」はいずれも2020年1月1日から2024年12月31日まで適用される。言い換えれば、適格の企業は最も早く2020年度の企業所得税の年度確定申告時に、当該企業所得税優遇の適用を申請することができる(2021年5月末までに申告)。

「目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。
https://mp.weixin.qq.com/s/A0x1uUP2erYiDICSU_ZQaQ

31号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。
http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630_3540842.htm

- ▶ 「税金費用申告の統合に関する事項についての公告」(国家税务总局公告[2021]9号) (“9号公告”)

概要

「租税徵收管理改革の一層の深化に関する意見」(“意見”)に基づき、国家税务总局は2021年4月12日付で、税金費用申告の統合に関する事項について規定した9号公告を公布した。

9号公告の主な内容は次のとおりである。

	試験的に海南、陝西、大連及び廈門の納稅者に適用	全ての納稅者に適用
申告が統合される税金	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 納稅者が增值税の申告を行う際には、都市維持建設税、教育費付加及び地方教育付加等の付加税金費用と併せて申告を行い、「增值税納稅申告表(一般納稅者用)」、「增值税納稅申告表(小規模納稅者用)」、「增值税及び付加税金費用予定納付表」に記入する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 納稅者は「財產及び行為税納稅申告表」を用いて、城鎮土地使用税、不動產税、車船税、印紙税、耕地占用税、市減税、土地增值税、契税、環境保護税、たばこ税の申告を行う ▶ 納稅者の税源が追加される場合或いは変更される場合、先に「財產及び行為税の税源明細表」に記入する
発効日	2021年5月1日	2021年6月1日

城鎮土地使用税、不動產税、車船税及び印紙税等の税金に係る申告の統合は、納稅者が必ず全ての関連する税金を一括で「財產及び行為税納稅申告表」に記入しなければならないということを意味するものではない。納稅者は一つの申告期間内に当期の税金をそれぞれ申告することもできる。例えば、納稅者は一部の「財產及び行為税納稅申告表」において城鎮土地使用税と不動產税の申告を行い、申告期限前に別の「財產及び行為税納稅申告表」において印紙税の申告を行うこともできる。

「財產及び行為税納稅申告表」は、すでに江蘇、安徽、海南、重慶、寧波で試験的に用いられている。国家税务总局の9号公告に関する公式解釈によれば、国家税务总局は海南、陝西、大連及び廈門で実施する增值税、消費税と付加税金費用の申告を統合する試験の状況に基づき、2021年にその適用を全国に拡大する予定である。

9号公告の公布は、納税者と税務機関双方の税務行政の負担軽減を目的としている。「財産及び行為税納税申告表」の使用は税務機関による関連税金の情報把握にも資するものであり、納税者は申告の正確性に留意しなければならない。

9号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-04/17/content_5600299.htm

国家税務総局の9号公告に関する公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5163488/content.htm>

「意見」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/2021-03/24/content_5595384.htm

商務法規

▶ 「『政府活動報告』における重要業務の分担の実行に関する意見」(国發[2021]6号) (“6号通達”)

概要

国务院は2021年3月19日付で、「政府活動報告」における重要業務の分担に関する6号通達を公布した。税務、商務に関しては、以下の内容が含まれる。

- ▶ 制度的な減税政策の実施を継続し、小規模納税者に対する増税優遇策等の実施期間を延長する(財政部、国家税務総局が主導)
- ▶ 小型企業及び個人経営者に対し、年間課税所得額が100万元未満の部分は、現行の優遇政策を基礎として、さらに徴収する所得税を半減する(財政部、国家税務総局が主導)
- ▶ 税金費用優遇政策の適用を受けるためのプロセス及び手続きを簡素化する(財政部が主導し、国家税務総局等が職責分担により担当)
- ▶ 企業の研究開発費用の75%割増損金算入政策を引き続き実施し、製造業企業の割増損金算入割合を100%に引き上げる。企業の研究開発投資の拡大を奨励し、イノベーションを推進する(財政部、国家税務総局、科学技術部が主導)
- ▶ 先進的な製造業企業に対し、月ごとに増税の未控除税額の増加分を全額還付する(財政部、国家税務総局が主導)

- ▶ 環境保護、省エネ・節水等の企業所得税優遇目録の範囲を拡大する(国家発展改革委員会、生態環境部、財政部、自然資源部、国家税務総局等が職責分担により担当)
- ▶ 輸入租税政策の最適化を図り、高品質な製品及びサービスの輸入を増やす(財政部、国家発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務総局等が職責分担により担当)
- ▶ 外商投資参入ネガティブリストの項目数をさらに削減する(国家発展改革委員会、商務部等が職責分担により担当)
- ▶ 海南自由貿易港の建設を推進し、自由貿易試験区の改革開放のイノベーションを強化する(国家発展改革委員会、商務部、科学技術部、税関総署及び海南省人民政府等が職責分担により担当)
- ▶ 内・外資企業の公平な競争を促進し、法に基づき外資企業の合法的権益を保護する(国家発展改革委員会、商務部等が職責分担により担当)

6号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-03/25/content_5595644.htm

▶ 全国人民代表大会常務委員会2021年度立法作業計画

概要

2021年4月21日、「全国人民代表大会常務委員会2021年度立法作業計画」(“2021年立法計画”)が公表された。「2021年立法計画」は、継続審議する法律案、初回審議を行う法律案、及び予備審議項目に分けられ、商務及び税務に関する以下の項目を含む。

継続審議を行う法律案: 海南自由貿易港法、行政処罰法(改正)(主席令[2021]70号を公布)

初回審議を行う法律案: 印紙税法、会社法(改正)、企業破産法(改正)、行政不服申立法(改正)、監査法(改正)、先物法、關税法等の租税法律

以前にパブリックコメントの実施された「増税法(意見募集稿)」、「消費税法(意見募集稿)」及び「土地増税法(意見募集稿)」はいずれも、「2021年立法計画」においては言及されていない。

「2021年立法計画」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202104/1968af4c85c246069ef3e8ab36f58d0c.shtml>

- ▶ 「天津、上海、海南、重慶におけるサービス業の開放拡大総合試験の実施に対する同意についての返答」(国函[2021]37号) (“37号通達”)
- ▶ 「『天津市におけるサービス業の開放拡大総合試験の全体方案』の公布に関する通知」(商資発[2021]62号) (“62号通達”)
- ▶ 「『上海市におけるサービス業の開放拡大総合試験の全体方案』の公布に関する通知」(商資発[2021]63号) (“63号通達”)
- ▶ 「『海南省におけるサービス業の開放拡大総合試験の全体方案』の公布に関する通知」(商資発[2021]64号) (“64号通達”)
- ▶ 「『重慶市におけるサービス業の開放拡大総合試験の全体方案』の公布に関する通知」(商資発[2021]65号) (“65号通達”)

概要

2021年4月9日付で国務院は、天津、上海、海南、重慶におけるサービス業の開放拡大総合試験の実施に係る4つの全体方案に同意する旨の37号通達を公布した。

4つの全体方案における基本原則はそれぞれ次のとおりである。

天津市の全体方案(62号通達): デジタル、金融、物流、貿易、情報サービス、メディカル・ヘルスケア、教育等を重点分野として、サービス業の国際競争力と全体的な発展レベルを高めるために、参入規制を緩和し、改革を深化させる。

上海市の全体方案(63号通達): グローバルの産業チェーンのリモデリング及び国際経済貿易ルールの再構築の趨勢に適応し、電信、インターネット、メディカルケア、交通運輸、文化、教育等を重点分野として、上海におけるサービス業の国際競争力と全体的な発展レベルを高めるために、参入規制の緩和、障壁解消の促進、審査認可権限の委譲、管理監督体制の整備、改革の深化を図る。

海南省の全体方案(64号通達): 観光、交通運輸、金融、ビジネスサービス、技術サービス、メディカル・ヘルスケア、教育、文化、娯楽等を重点分野として、サービス業の国際競争力と全体的な発展レベルを高めるために、参入規制の緩和、管理監督体制の整備、改革の深化を図る。

重慶市の全体方案(65号通達): 科学技術サービス、リース及びビジネスサービス、教育、金融、衛生及び社会活動、電力、電信等を重点分野として、サービス業の国際競争力と全体的な発展レベルを高めるために、参入規制の緩和、障壁解消の促進、管理監督体制の整備、改革の深化を図る。

37号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-04/20/content_5600751.htm

62号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202104/20210403054528.shtml>

63号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202104/20210403054527.shtml>

64号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202104/20210403054529.shtml>

65号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202104/20210403054530.shtml>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|--|--|
| <p>▶ 北京
堀尾 成宏
監査
+86 10 5815 4050
naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p>西本 靖司
監査
+86 135 2029 7030
Yasushi.Nishimoto@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>西澤 礼
監査
+86 21 2228 9579
rei.nishizawa1@cn.ey.com</p> <p>佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>北原 遼一
金融
+86 21 2228 6769
ryoichi.kitahara1@cn.ey.com</p> <p>三宅 亜紀子
Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>万家駿
法務
+86 21 2228 8374
jiajun.wan@chenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>梁 晃
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
浅井 哲史
監査
+86 755 2502 8369
Satoshi.Asai1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>塙原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|---|--|--|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬(Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 勝也

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2021 Ernst & Young (China)
Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03012501

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

